

内 生

平成31年2月26日

各 部 課 長 様

市 民 部 長

自治会への依頼事項について（依頼）

近年、自治会への依頼事項が増えてきており、行政の自治会への依存度は年々高くなってきております。

高齢化社会や個を尊重する社会が進む中、各自治会では担い手不足の問題などが深刻化してきており、存続が危ぶまれる自治会もでてきております。市のみならず国や県なども住民の代表として自治会に頼る場面が多く、依頼事項の多さで自治会用務が煩雑となり自治会役員を敬遠するといった事例も出てきております。

そこで、自治会への依頼事項の縮減に努め、自治会の負担軽減を図りたいので、現在、各課で行っている自治会への依頼事項について見直しを行ってください。見直しにあたっては、下記の確認事項を参考にしながら、自治会に頼むべきものかどうか再検討してください。

行政と自治会の良好な関係が継続できるようご協力よろしくお願いたします。

（生活課地域振興係）

記

1 確認事項

(1) 回覧・每户配布

- ① 広報やホームページ等で掲載していないか。
- ② 慣例でやっていないか。
- ③ 周知方法として安易に選択していないか。
- ④ 他に効果的な周知方法はないか。
- ⑤ 每户配布しなければならないものか。

(2) 委員等の選出

- ① 慣例で選出を依頼していないか。
- ② 自治会長を経由しない方法はないか。
- ③ 自治会が関わる必要があるのか。
- ④ 他の委員等と兼ねることはできないか。

(3) 委嘱事務以外の仕事をお願いしていないか。

2 平成31年度以降の自治会依頼事項の対応について

平成31年度から自治会に依頼を行う時は、照会回答DBの「平成31年度 自治会依頼事項」に、必要事項を入力してください。なお、毎戸配布や回覧については、照会回答DBの入力に加え、全庁掲示板に掲載してある「自治会長名簿、自治会長あての使送及び各自治会への毎戸配布・回覧依頼について」を必ず確認し対応してください。

問合せ

生活課地域振興係

内線 3236